

令和6年度健診未受診者の方の令和7年度分の受診年度の取扱いについて（けんぽプラザ）

令和7年1月17日付事業主宛通知にて、ご案内をさせていただいているところですが、令和6年度の誕生日健診未受診者の方についての年度の取扱いは下記のとおりとなります。

「～令和6年度」／誕生日翌月から6か月以内に1回受診  「令和7年度～」／4月～翌年3月末年度内1回

今回の受診期間拡大につきまして、皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年度未受診分の方の

 内期間での受診は「令和6年度分」となります。

 内期間での受診は「令和7年度分」となります。

 内期間に受診した方でも  内の期間で令和7年度分の受診ができます。（ただし、前回の健診からなるべく期間を空けて受診することをおすすめします。）

誕生月	令和6（2024）年度						令和7（2025）年度											
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10月				誕生月から6か月ルールでチェック←														
	← 受診可能期間 →																	
11月																		
12月																		
1月																		
2月																		
3月																		

【お問合せ先】
健康管理センター 事務グループ
TEL 03-3404-6811